

重要

事業系一般廃棄物処理手数料の改定！

※ 飯能市で処理できる一部産廃を含みます（木くず、繊維くず、紙くず）

令和9年4月1日（木）から、手数料を改定します。

現在の料金 200円/10kg
（消費税込み）



改定後 **300円**/10kg
（消費税込み）

廃棄物の処理にかかる受益者負担の見直しと、適正なごみ処理を継続するために必要な改定となりますので、ご理解とご協力をお願いします。



埼玉県マスコット
「コバトン」

～持続可能な社会の実現に向けて～

「事業系ごみの削減」にご協力をお願いします

現在、飯能市では年間約3,400トンの事業系ごみが排出されています。
貴重な資源を無駄にせず、より効率的に活用していくためにも、
以下の内容をご確認いただき、ごみの削減とリサイクルに取り組みましょう。

◆ 削減に取り組むメリット

- ①環境保全 ⇒ 循環型社会の構築に寄与し、より良い環境を次世代に！
- ②イメージアップ ⇒ 社会貢献活動により企業の信頼性や評判が向上！
- ③コスト削減 ⇒ 廃棄物処理にかかる経費が減り、企業効率が改善！

搬入前に必ず内容物の確認をしてください！

「可燃ごみ」として搬入された廃棄物の中に、「不燃物」（鉄板、鉄棒、スプリング、タイヤホイール、ガラスなど）が混入される悪質な事例が確認されています。「不燃物」が混入すると、処理設備が破損し正常な稼働ができなくなる可能性もあり、施設の停止や搬入の停止となった場合には、事業者だけでなく、すべての飯能市民に多大な支障を及ぼすことになります。

なお、異物等の混入が判明した場合は、搬入禁止などの措置を行いますのでご承知おきください。

<事例> 幅166cm、高さ44cm、重量約16kgの鉄板が混入（令和8年9月1日）



事業者の責務

◆ 事業者の責務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条 一部抜粋）

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。

注意！

事業者が排出するごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、処分方法が異なります。

産業廃棄物

廃プラスチック類 動植物性残渣
汚泥など 法で規定された20品目

産業廃棄物
収集運搬業者

- 書面による契約
- マニフェスト交付

産業廃棄物
中間処分業者

一般廃棄物（事業系ごみ）

産業廃棄物以外の廃棄物

（例）オフィスから出る紙くず
飲食店の食べ残しなど

一般廃棄物
収集運搬業者

自己搬入

公共ごみ
処理施設

排出事業者が、廃棄物処理業の許可のない者に廃棄物の処理を委託した場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（併科）に処せられることがあります！

事業系ごみの処理について、再度ご確認ください。

☐ 廃棄物の減量化に取り組んでいますか？

作業工程を再確認してみましょう！

☐ 安易に、廃棄物として処分していませんか？

御社にとって不用物でも、原料として売却できる物があります！

☐ 社内で、分別の徹底は図られていますか？

オフィスペーパーや金属くずなどは、分別すればリサイクルが（売却も）
できます！

☐ 適正にリサイクルされていることを自ら確認していますか？

リサイクルを頼んだつもりが、ごみとして処理されているケースもあります！

【参考】埼玉県内に登録のある廃棄物再生事業者一覧（県産業廃棄物指導課HP内）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/saiseijigyosya.html>

（登録）廃棄物再生事業者とは、廃棄物の再生を営んでいる

事業者で、再生に必要な施設を有し、環境省令で定める基準

に適合しているものとして、県知事の登録を受けた事業者です。 埼玉県 再生事業者

（注）（登録）廃棄物再生事業者以外にもリサイクル可能な事業者はいます。

検索